



平成 18 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 ダイセキ環境ソリューション
代 表 者 名 代表取締役社長 二宮 利彦
コード番号 1712 東証マザーズ
問 合 せ 先 取締役企画管理部長 村上 実
電 話 番 号 052(611)6350 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 14 日開催の取締役会において、下記のとおり定款を一部変更することの承認を求める議案を、平成 18 年 5 月 24 日開催予定の当社第 10 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1.変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)の施行が平成 18 年 5 月に予定されていることに伴い、定款に定めることで可能となる事項等に関し、以下の変更を行うものであります。
- 第 16 条(新設)・株主総会招集に際し、法務省令で認められる事項に係る情報につき、インターネットで開示することが認められたことから、周知性の高い方法での開示方法が可能となるよう必要な規定を新設するものであります。
- 第 22 条第 2 項(新設)・取締役会において書面決議が認められたことから、経営判断を機動的に行えるよう、全取締役の同意があり、全監査役にも異議がない場合に限り、取締役会を開催せずに、取締役会の決議を認めるものであります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)の施行に合わせ、株券を発行する旨および機関の設置に関する規定を新設するものであります。
- 第 4 条(新設)・株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人の 4 機関を置く旨を規定
- 第 7 条(新設)・株券を発行する旨を規定
- (3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)の施行に合わせ、用語の変更および上記変更に伴う条数の変更等形式的な整備を行うものであります。

2.変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告の方法により行うものとする。</u> ただし、やむを得ない事由により<u>電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の<u>発行する株式の総数は、64,000株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>毎年2月末日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>2.本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> ただし、<u>事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の<u>発行可能株式総数は、64,000株とする。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によつて自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p>

現行定款	変更案
<p>第 8 条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録及び株券喪失登録の<u>手続等に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></u></p>	<p>第 9 条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 9 条 当社の<u>株券の種類並びに株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録及び株券喪失登録の手続、その他株式及び端株に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p>
<p>(招 集)</p> <p>第 10 条 当社の定時株主総会は、毎年 5 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。</p>	<p>(招 集)</p> <p>第 11 条 (現行のとおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 12 条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 2 月末日とする。</u></p>
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 11 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 13 条 (現行のとおり)</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第 12 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. <u>商法第 3 4 3 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議</u></p>

現行定款	変更案
<p>出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第15条 当会社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時まで</p>	<p>決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 (現行のとおり)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時</p>

現行定款	変更案
<p>でとする。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第18条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第19条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第20条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第21条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(顧問及び相談役)</p> <p>第23条 <u>当社は、取締役会の決議をもって、顧問及び相談役を置くことができる。</u></p>	<p>までとする。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第20条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 (現行のとおり)</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(顧問及び相談役)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、その決議によって、顧問及び相談役を置くことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の報酬) 第24条 取締役の報酬は、株主総会の決議で定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第25条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第26条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第28条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第31条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録</u></p>	<p>(取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第26条 (現行のとおり)</p> <p>(監査役の選任方法) 第27条 (現行のとおり) 2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第29条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第30条 (現行のとおり) 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を<u>開催</u>することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>(報酬) 第32条 監査役の報酬は、株主総会の決議で定める。</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期) 第33条 当会社の営業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とし、<u>営業年度末日</u>を決算期とする。</p> <p>(利益配当金) 第34条 利益配当金は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</p> <p>(中間配当) 第35条 当会社は、取締役会の決議により、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第36条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(監査役報酬等) 第32条 監査役報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度及び決算期) 第33条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とし、<u>事業年度末日</u>を決算期とする。</p> <p>(剰余金配当の基準日) 第34条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年<u>2月末日とする。</u></p> <p>(中間配当の基準日) 第35条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第36条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>

以 上